

後援名義使用申請許可基準規程

本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という）が、他の団体に対して後援名義の使用を許可する際の基準を定める。

第1条（定義）

1. 本規程において「後援名義の使用」とは、本協会以外の団体等が、事業を行うにあたり、それらの事業に対して、本協会による後援その他の援助（支援、賛助、賛同その他用語を問わない）を受けていることを対外的に表明することをいう。
2. 本規程において「対象団体」とは、後援名義の使用の許可の対象となる団体であり、本規程に定める基準を満たすものをいう。
3. 本規程において「対象事業」とは、対象団体が主催者として実施するハンドボール競技に関連した競技会、大会、イベント等の開催その他のハンドボールの普及及び振興に寄与する事業であり、本規程に定める基準を満たすものをいう。
4. 本規程において「ハンドボール競技」とは、基本規程に7人制ハンドボール競技、ビーチハンドボール競技、障がい者ハンドボール競技、その他ハンドボール競技を広域に指すものとする。

第2条（基本理念）

1. 本協会は、対象団体等から対象事業について後援名義の使用の許諾を求める申請があった場合、対象事業が本協会の掲げるハンドボール競技の普及及び振興の目的に寄与するものであり、本規程に定める基準を満たしていると判断される場合にのみ、後援名義の使用を許諾するものとする。
 2. 後援名義の使用を希望する者は、後援名義の使用につき許諾の申請を行った時点で、本規程の定める条件に同意したものとみなされる。

第3条（主催者について申請基準）

対象団体として後援名義の使用が認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本協会の「加盟団体規程」第2条に定める加盟団体および第5条に定めるブロック協会
- (2) 中央省庁、地方自治体または地方公共団体
- (3) 新聞、放送等報道機関
- (4) 公益法人またはこれに準ずる公益性を有すると判断される団体
- (5) 本協会のビジョン・ミッション・行動規範に賛同する団体
- (6) その他本協会が上記各号に準ずると判断した法人等

第4条（事業内容についての許可基準）

本協会は、対象事業の内容が次の基準を満たすと判断した場合に、後援名義の使用

を許諾することができる

- (1) 事業の目的が明らかにハンドボール競技の技術向上および普及・振興に寄与するものであること。
- (2) 営利行為又は特定の企業、商品、サービス等の広告宣伝を主たる目的とするものでないこと
- (3) 特定の政治、宗教、思想・信条等への誘導を目的とするものでないこと
- (4) 参加対象者が広範囲にわたるものであること
- (5) 事業を主催する者の所在地、役員及び責任者等が明確であること
- (6) 対象事業の開催にあたって、事故防止、公衆衛生等に十分な措置が講じられていること

第5条（不許可事由）

本協会は、後援名義の使用申請が前2条に定める基準を満たす場合であっても、次に定めるいずれかに該当する場合、後援名義の使用を許諾しない。

- (1) 本協会に対する後援名義の使用許可申請書、又は添付書類等に、虚偽の記載があることが判明した場合
- (2) 対象団体等が特定の政治、宗教、思想・信条の広告・宣伝又はそれらに類する活動を主な目的とする団体である場合
- (3) 対象事業又は対象団体等の事業内容が人種、信条、性別、性自認・性的指向、社会的身分による差別その他の社会的差別を助長又は容認等するものであると認められる場合
- (4) 対象団体等または対象団体等の役員、主たる従業員、業務受託者、取引先その他の関係者又は対象事業の実施に関与する者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者若しくはその構成員またはそれらと密接な関係を有する者であると認められる場合
- (5) 前各号のほか、対象団体等の活動内容又は対象事業に公序良俗に反し又はそのおそれのある事項が含まれる場合

第6条（申請書類）

1. 対象団体等が本協会へ申請を行う場合は、下記の書類を添えて、別表1の「後援名義の使用許可申請」を対象事業の開催の原則として3か月前までに本協会事務局へ申請しなければならない。
 - (1) 対象事業の実施要綱。
 - (2) 対象事業における他の後援団体（予定含む）および協賛社
 - (3) 対象事業の収支予算書
 - (4) 対象事業に従事する役員等の名簿
2. 本規程第2条（4）ないし（6）に該当する団体が新規で本協会に申請を行う場合は、前号の書類と併せて以下の各号の書類も併せて提出すること。
 - (1) 定款

- (2) 役員名簿
- (3) 申請年度の事業計画および収支予算書
- (4) 本協会が定める書式による反社会的勢力でないこと等に関する表明・確認書
- (5) 本協会が上記以外に必要とした書類

第7条（対象団体の義務）

1. 対象団体等は、対象事業の内容および書類に内容の変更があった場合、直ちに本協会事務局に届け出なければならない。
2. 本件団体等は、対象事業が終了した後1か月以内に事業のプログラム等、事業報告書と事業の収支決算書を本協会事務局へ提出しなければならない。
3. 本件団体等は、対象事業の実施において、事故防止および公衆衛生対策等に十分に措置を講じなければならない。事故等が発生した場合には主催にて対応し、本協会は一切の責任を負わないものとする。
4. 本規程に基づく申請においての事業に伴う経費は対象団体等の負担とし、本協会は支出負担を一切追わないものとする。

第8条（許可の可否および回答）

1. 本協会に対して後援名義の使用の申請があった場合、当協会の総務担当常務理事（以下「担当理事」という）が可否を決定するものとする。
2. 本協会の事務局は申請された書類の過不足、必要事項記載の過不足の有無を確認した後、担当理事に転送する。過不足がある場合は再提出を対象団体等に依頼する。
3. 本協会は、申請された事業への後援名義申請への許可、不許可を決定した場合、本件団体等に対して、別表2（非公開）にて回答すること。不許可の場合はその理由も記入すること。
4. 担当理事は、本協会に対して後援名義の使用の申請があった場合、申請の内容及び決定の内容について、常務理事会に報告するものとする。

第9条（条件の付与）

本協会は、後援名義の使用の許可を与える場合に、使用の方法、使用期間、使用場所、後援に関する文言の内容、その他必要な条件を設定することができる。

第10条（許可の取消し）

1. 本協会は、後援名義の使用を許諾した後であっても、次のいずれかに該当する場合には、本協会理事会の決議をもって許諾を取り消すことができる。
 - (1) 第4条各号に該当する場合
 - (2) 申請時の対象事業の内容に変更があった場合
 - (3) 対象団体が取得した後援、スポンサー、協賛等が本協会の協賛企業等との関係でふさわしくないと判断した場合
2. 前項の規定に基づき許諾を取り消した場合、本協会は別表3「名義使用許可取り消

し通知」にて本件団体等に通知する。

3. 第1項に基づく後援名義の使用許諾を取消したことにより対象団体に損害が生じたとしても、本協会は一切の責任を負うものでない。

第11条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経ておこなう。

（附則）

本規程は2023年4月1日より施行する。